

陳情文書表  
(令和8年第2回定例会)

陳情第12号	令和8年5月25日受理
付託委員会	福祉常任委員会
件名	きょうだいの年齢に左右されない保育料軽減制度を求める 陳情
陳情要旨	
<p>現在、八千代市における多子世帯の保育料軽減制度では、兄弟の年齢や保育施設等への在園状況によって、第2子・第3子の判定が行われています。そのため、上の子が小学校へ進学した場合などに、それまで受けられていた保育料軽減が受けられなくなるケースがあります。</p> <p>しかしながら、子どもの人数そのものや家庭の養育負担は、上の子が小学校へ進学したことで急になくなるものではありません。むしろ、小学校進学後は学用品費や給食費等、新たな教育費負担も発生しており、子育て世帯の経済的負担は継続しています。</p> <p>また、近隣自治体においては、船橋市では既にきょうだいの年齢に関係なく第2子半額・第3子以降無料とする制度拡充が実施されており、千葉市においても、きょうだいの年齢や同時在園要件に左右されない方向で制度拡充が進められています。一方で、自治体によって制度内容に差があることで、居住地域による子育て支援格差が生じている状況です。</p> <p>子育て支援施策は、子どもの年齢や在園状況によって大きな不公平感が生じない、実態に即した制度設計が望ましいと考えます。また、近年は自治体間で子育て支援施策の充実度が定住促進にも影響を与えており、子育て世帯に選ばれるまちづくりの観点からも、制度の見直しには意義があるものと考えます。</p> <p>つきましては、八千代市においても、保育料軽減制度における多子判定について、未就学児のみを対象とする考え方を見直し、実際の扶養児童数に基づいた、きょうだいの年齢に左右されない保育料軽減制度への見直しを検討していただくようお願いいたします。</p>	